

委員意見の計画素案への反映状況について

		意見	関連P	反映状況
1	課題について	・R5調査の特徴的な課題や、前回調査と今回調査で結果がどう違うのかという点を示していただきたい。		・貧困率や家計の状況等、前回と今回の調査結果を抜粋し比較した内容を盛り込み。 ・おうちのことにする悩みについては、親に相談しにくいという結果を追加。
2	情報発信の強化について	・情報発信について支援する人への「伝達」という表現が重要ではないか。	P31 P32	・Ⅲ基本的な考え方（2）において、「情報発信と伝達」という内容を盛り込み。 ・また、Ⅳ方向性（3）において、DXの取組等による情報発信をし、確実に情報を伝達するという内容を盛り込み。
3	社会資源の活用について	・社会資源の活用について、盛り込めないか。	P31	・Ⅳ方向性（2）居場所への支援において、子どもの居場所マップや、ポータルサイト等を活用して子どもの居場所に関する情報を発信していく旨盛り込み。
4	企業との連携	・企業と自治体が議論するような場の設定や、貧困のスティグマを解消するために企業と連携してはどうか。 ・ITに関する予算をつけるよう国へ要望していただくこともやっていただきたい。	P32 P31	・Ⅳ方向性（3）「一方～」において、貧困のスティグマによって、支援の利用を控えてしまうことについて盛り込み。そのような人々へ支援を利用していただくために、一方的な情報発信だけでなく、地域コミュニティや学校等を通じて相談しやすい場の設定等の取組を実施する旨盛り込み。 ・また、Ⅳ方向性（2）において、貧困のスティグマにより子どもの居場所を利用しないことに対し、子どもの居場所が孤食の防止の観点や地域交流の場でもあることを発信し、スティグマの解消に取り組む旨盛り込み。
5	市町村支援	・市町村に対し、一歩踏み込んで、府として方向性を示すなど、実効性のある支援をしていただきたい。 ○市町村の相談窓口等の人員確保や資質向上を図る等バックアップ体制の支援 ○市町村におけるつなぐ仕組みの構築 ○市町村の意見をまとめて国に要望	P32	・Ⅳ方向性（4）において、市町村との連携について記載。市町村において相談窓口の人員確保や支援につなぐ取組等実効性のある取組ができるよう、府として市町村のニーズに応じた支援を実施する旨記載。
6	生活保護制度の周知について	・生活保護制度のうち小中、高校生のクラブ活動費用（学習支援費）について、2018年に実際にクラブをしている場合にのみ支給する制度に変わった。 府の数値ではないが、全国の支給率は2割と、制度を知らない、十分に周知されていないということで、利用してない世帯が多いということが想定される。市町村の窓口やケースワーカーの対応により、受給増を図ることができるのではないか。	P31	・支援が必要な人への情報発信については、Ⅲ基本的な考え方（2）において、盛り込み。
7	教育庁との連携	・教育庁との連携や、連携体制づくりについて計画に反映していただきたい。	P33	・Ⅳ方向性（5）において、教育機関と連携して、支援制度等の情報の周知を実施し、課題のある子どもや家庭に必要な支援につないでいくよう取組を実施する旨盛り込み。
8	生活保護制度の要望について	・生活保護の認定基準が低すぎるという実態があり、基準が据え置きのまま。就学援助について十分に実施できるよう国に要望という内容を入れているので、生活保護についても計画にやっているとすることを計画に盛り込んでほしい。	P34	・具体的取組の視点1において、国へ要望している旨記載。 社会情勢に応じた金額を設定するよう国へ要望している。また、現在、夏のクーラー代といった費用については含まれていないため、当該費用についても盛り込むよう要望。
9	高校生への支援の明確化について	・高校生はどこでセーフティネットに拾われていくのかが見えにくい。	P36	・Ⅴ具体的取組の視点2 学びを支える環境づくり支援において、高校生への支援について記載。
10	指標について	・指標について、「困窮度Ⅰの就学援助利用率があがること」、「子ども食堂への利用率を上げること」の2点を指標としていれてほしい。	P50	・困窮度Ⅰの世帯における利用の状況として、参考指標として設定。ただし、本府が5年ごとに実施する子どもの生活実態調査による数値のため、数値の把握は5年後となる。

委員確認事項について

		意見	回答
1	府営住宅の優先入居支援について	<p>・府営住宅の優先入居について、ひとり親世帯が、保育所等に近いところに代わりたいと応募するが、倍率が高く、入れない実態がある。そのことについて、どうとらえているか。</p>	<p>・子育て世帯向けに優先的に入居していただけるよう、平成16年度から小学生6年生以下の子どもを含む親子を中心とした2人以上の世帯を対象に募集枠を設定し募集してきたところ。平成27年度以降、全体の募集数の3割を配分して募集しており、一部で立地や築年数等の条件により応募が重複する住戸があるものの、令和5年度の応募倍率は0.9倍となっている。</p> <p>今後、ひとり親世帯を含む子育て世帯をより一層支援するため、次の事項を実施していく。</p> <p>① 4月の進学時期等を見据えた10・12月の総合募集において、立地、設備などニーズの高い住戸を重点配分する。</p> <p>② すべての子ども・子育て世帯のライフステージに応じて、切れ目なく支援の充実を図るため、同居する子どもの要件について、現在の「小学6年生以下」から「18歳以下（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）」に要件を緩和する。</p> <p>③ 安定的な住まいを供給するため、「10年の期限付入居（新婚・子育て世帯向け）」の入居期限を令和6年10月募集から撤廃する。（現入居者も同様に入居期限を撤廃）</p>
2	就学援助制度について	<p>・困窮度Ⅰの世帯において、就学援助は受けられるのかどうか。</p>	<p>・世帯の人数や資産、貯蓄、援助の状況によって対象となるかどうか変わってくるため、一概に言えないが、収入面だけで見れば、就学援助の対象となる可能性は高い。</p>